

傍聴要領

千葉県地域リハビリテーション協議会

1. 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、事前に申込みをしてください。
- (2) 傍聴の申込み受付は、先着順とし、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴者は、会議開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (4) 傍聴受付は、原則として事前に申込みのあった方について行います。ただし、傍聴席に空きがある場合は、当日も受け付けます。
- (5) 傍聴を希望される方で、点字資料、手話通訳、車いす等の配慮が必要な方は、会議開催の5日前(土・日・祝日を除く)までに事務局まで申し出てください。

2. 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が「会議を傍聴する場合に守っていただく事項」に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。